

## その他

### 住宅整備資金を融資します

- 対象** ①心身障害者(身体障害者手帳1～4級、療育手帳A)に該当するかた、または心身障害者と同居する親族で、そのかたの所有する住宅に障害者向けの居室などを増改築するかた  
 ②60歳以上のかたと同居する親族で、そのかたの所有する住宅に高齢者の専用居室などを増改築するかた  
 ③扶養する子がいる配偶者のないかたで、住宅の整備を必要とするかた

貸し付け限度額 各150万円

※①と②は連帯保証人が2人、③は連帯保証人が1人必要です。

- 申・問** ①は福祉課(内線410)  
 ②は長寿支援課(内線413)  
 ③は福祉課(内線407)

### 誓約農家の皆さん 振替日が近付きました

11月20日(月)は誓約農家の口座振替納税日です。市県民税、固定資産税、国民健康保険税の年税額が一括して指定口座から引き落としされます。事前の残高確認をお願いします。

### 納期内に納めてください

11月は国民健康保険税第5期と介護保険料第5期の納期です。忘れずに納めてください。納付には便利で確実な口座振替をお勧めします。今月の振替日は28日(火)ですので、事前に残高確認をお願いします。

**問** 収納課(内線225)

### 納めてください下水道事業 受益者負担金(分担金)

11月は下水道事業受益者負担金(分担金)第3期分の納期です。納期限まで忘れずに納めてください。

**問** 管理課☎55—1297

### 「介護サービス情報」を ネットで公表しています

今年4月から「介護サービス情報の公表」制度がスタートしています。この制度は、介護サービス事業者の情報を提供して、介護サービス利用者が、より適切な事業者・サービスを選択できるようにつくられました。インターネットを通じて、いつでも誰でも自由に情報を入手できます。指定情報公表センター(助)秋田県長寿社会振興財団のホームページからご覧いただけます。

([http://kaigo-service.pref.akita.jp/kai\\_gosip/Top.do](http://kaigo-service.pref.akita.jp/kai_gosip/Top.do))

**問** 県長寿社会課☎018—860—1366

### 11月30日は個人事業税の納期限です

個人事業税(2期分)の納期限は11月30日(木)です。忘れずに納めてください。納税には便利で確実な口座振替もあります。

**問** 北秋田地域振興局☎49—2211

### 自衛官採用試験

**とき** 2次募集 11月13日(月)

3次募集 12月9日(土)

**ところ** 陸上自衛隊秋田駐屯地(秋田市)

**対象** 平成19年3月1日現在で、18歳以上27歳未満の男子

**締切** 2次募集 11月10日(金)

3次募集 12月1日(金)

**申・問** 自衛隊秋田地方協力本部大館出張所☎42—1398

### おわびと訂正

10月16日号に掲載した「東パイパスの名称・鳳凰大橋」の作者の町内名に誤りがありました。おわびして訂正します。

(正) 伊藤雅彦さん(東台3区)

(誤) 伊藤雅彦さん(東台1区)

## 平成19年度園児を募集します

平成19年度の幼稚園児・保育児童を募集します。希望されるかたは、それぞれの施設に直接ご相談ください。

●市立幼稚園 桂城幼稚園☎42—0690

4歳児 70人、5歳児 若干名

※4歳児 平成14年4月2日～平成15年4月1日生

5歳児 平成13年4月2日～平成14年4月1日生

**受付期間** 12月1日(金)～25日(月)

●保育所・児童館

葛原保育所 ☎52—3283 二井田保育所 ☎49—5471

真中保育所 ☎49—6953 下川沿保育所 ☎49—6269

沼館保育所 ☎43—0458 花岡保育所 ☎46—1154

矢立保育所 ☎46—1860 長木保育所 ☎48—4808

雪沢保育所 ☎50—2207 大滝児童館 ☎52—2379

山館児童館 ☎49—6134 天下町児童館 ☎48—3308

松峰児童館 ☎48—4992

**募集年齢** 3歳児以上

※2歳児の保育については各施設へご相談ください。

**保育料** 7,000円(へき地保育所の2歳児は7,500円)

**受付期間** 11月1日(水)～15日(水)

※認可保育園及び大葛保育所は12月ごろ募集予定です。

## 秋の火災予防運動

～消さないで あなたの心の 注意の火～

**問** 消防本部☎43—4151

11月5日(日)から11日(土)まで、火災予防運動が行われます。これから寒くなってくると火を使う機会が増え、火災が発生しやすくなります。「自分だけは大丈夫」と思わずに、防火のための正しい知識と習慣を身に付けましょう。

### 防火のための7つのポイント

- ◆寝たばこはしない◆ストーブは燃えやすいものから離れた場所で使う◆ガスこんろから離れる時は必ず火を消す◆住宅用火災警報器を設置する◆防災製品を使用する◆住宅用消火器を設置する◆隣近所の協力体制を作る

### 悪質な訪問販売に注意してください!

住宅用火災報知器の設置が義務化されたことで、悪質な業者による「粗悪品の販売」や「強引な訪問販売」が発生しています。十分に注意してください。※町内会などに出向いての説明会を行っていますので、どうぞお問い合わせください。